

平成29年度信託研究奨励金応募要領

各自応募

申請書はメールで請求
推薦書要(無くてもOK.)

29-95

一般社団法人 信 託 協 会

1. 目 的

わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託について研究し
または研究しようとする方がたに奨励金を贈呈し、信託研究の振興を図るこ
を目的としています。

2. 応 募 資 格

信託に関する法律学的または経済学的研究を行う個人または共同研究グルー
プ(これから研究に従事しようとする場合を含みます。)とし、次のとおり類別し
ます。

第1類 大学の教授、准教授、講師もしくは各種研究機関の研究員等で研究歴等
においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研究グループ

第2類 大学の助教、大学院に在学中の方もしくは各種研究機関の研究員等で
研究歴等においてこれらに準ずる方またはこれらの方がたが構成する共同研
究グループ

第3類 指導教授のもとに大学の助教または大学院もしくは大学学部に在学中の
方がたが構成する共同研究グループ

3. 贈呈金の総額

本年度において贈呈する奨励金の総額は、1,000万円以内です。

4. 研究テーマ

研究テーマは、信託に関するものであれば自由ですが、課題研究を選択することもできます。課題研究のテーマは、次のとおりです。

なお、研究期間は、原則として3年以内とします。

「信託制度・信託機能に関する研究」

資産の運用・流動化の促進、知的財産管理の促進、私的年金制度の充実、高齢者・障害者福祉の充実、財産・事業の世代間承継制度の活用、環境対策・地域活動支援等の社会貢献活動などの諸政策・諸活動において信託に期待される役割・機能に関する研究

「信託税制・会計に関する研究」

信託課税の原則、信託税制の歴史、信託業務に係る税制、信託会計など広く内外の信託税制・会計に関する研究

「諸外国の信託制度に関する研究」

諸外国における信託法制、信託機関、信託業務、信託の歴史など広く海外の信託制度に関する研究

5. 提出書類

(1) 信託研究奨励金の受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

ただし、第3類に該当する場合には、経歴書、論文および推薦書の提出は必要ありません。

- ① 信託研究奨励金受給申請書
- ② 研究計画説明書
- ③ 経歴書
- ④ 論文

未発表のものでも既発表のものでも差支えありません。

論文には論文要旨（4,000字以内）を添付してください。

⑤ 推 薦 書

適当な推薦者がいない場合は、省略しても構いません。

(注) 共同研究の場合は、共同研究者の経歴書、論文も併せて提出してください。

(2) 現に信託研究奨励金を受けて研究している方で追加受給を申請される方は、次に掲げる当協会所定の書類を提出してください。

① 信託研究奨励金追加受給申請書

② 進捗状況報告書

(3) 提出書類は、日本語で記入してください。

ただし、(1)④の論文については、外国語でも可とします。

6. 応募締切日

平成29年9月30日(土) (当日の消印有効)

7. 贈呈の決定、通知および公表

贈呈の決定は、信託研究奨励金選考委員会の審査を経て当協会理事会が行い、その結果を平成29年12月末までに申請者(共同研究の場合はグループ代表者)に書面により通知します。また、ニュースリリースの実施、会報「信託」、信託協会ウェブサイトへの掲載等により、贈呈対象者の氏名、所属・役職名、研究テーマについて公表します。

選 考 委 員

(委員長)	米 倉	明 氏	[東京大学名誉教授]
	伊 藤	元 重 氏	[東京大学名誉教授 学習院大学教授]
	神 田	秀 樹 氏	[東京大学名誉教授 学習院大学教授]
	木 南	敦 氏	[京 都 大 学 教 授]
	能 見	善 久 氏	[東京大学名誉教授 学習院大学教授]
	柳 川	範 之 氏	[東 京 大 学 教 授]
	吉 野	直 行 氏	[慶應義塾大学名誉教授]

(五十音順)

8. 受贈者の義務等

- (1) 研究の進捗状況を所定の書式により毎年8月末までに提出していただきます。
- (2) 研究期間終了後3カ月以内に研究成果論文（日本語で1万字から3万字程度）を提出していただきます。ただし、第3類の受贈者の場合は、研究成果論文に代えて指導教授が研究結果報告書を提出することでも差支えありません。
なお、提出された研究成果論文は、原則として「信託研究奨励金論集」に収録するほか、信託協会ウェブサイトに掲載いたします。
- (3) 受贈者が遵守すべき義務の履行を怠ったときは、選考委員会の同意を得て奨励金の返還を求めることがあります。
- (4) 奨励金の使途は、申請された研究等のために必要な費用に限定しており、間接経費（いわゆるオーバーヘッド）は対象外とします。

申請用紙申込・応募先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

一般社団法人 信 託 協 会

調 査 部（信託研究奨励金係）

電話（03）6206-3987（ダイヤルイン）

※信託研究奨励金の応募書類は、ウェブサイト（<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>）からも申込ができます。

信託研究奨励金の研究テーマについて（事例）

ご参考までに、これまで信託研究奨励金を受贈された方がたの研究テーマの中から、いくつかの例を挙げますと次のとおりです。

<自由研究>

- ・「信託の性質決定」
- ・「信託の本質の再検討－契約法と団体法の交錯という観点から－」
- ・「日本・イングランド・アメリカ合衆国の三国の比較を通じた信託法の制度的・社会的基盤に関する研究」
- ・「受託者の責任に関する基礎理論の研究」
- ・「信託における受託者の忠実義務」
- ・「受託者破産時における信託財産の処遇について」
- ・「信託法と相続法－財産承継方法としての信託とその限界」
- ・「複数受益者型遺贈の比較研究」
- ・「信託と保険の複合的利用の研究」
- ・「信託における不法行為責任」
- ・「目的信託に対する規制根拠の再検討」
- ・「信託の受託者機能の機能分化（アンバンドリング）に伴う信託関係者責任の研究」
- ・「受託者の信託事務遂行義務と経営判断原則」
- ・「複数の受益者が存在する場合の法的規律の検討」
- ・「信託関連法制の再編成」

<課題研究>

- ・「知的財産権の管理における信託機能の利用」
- ・「退職給付信託に関する総合的研究」
- ・「社会保障と信託の役割」
- ・「信託を利用した自己株式取得と信託銀行の義務」
- ・「教育資金贈与信託制度が教育投資および学力等に与えた効果に関する実証研究」
- ・「信託制度・信託機能に関する研究：経済学・契約論の視点から」
- ・「高齢者の財産管理制度としての信託と委任－利益相反問題と善管注意義務の問題を中心に」
- ・「後見制度支援信託と成年後見制度の補完関係について（経済学的視点から）」

- ・「信託会計の研究」
- ・「投資ビークルとしての信託と課税」
- ・「信託課税の再検討と多様な信託利用のための税制の提言」
- ・「年金信託と課税」
- ・「信託法から見た「所得課税における帰属 (tax ownership)」の問題」
- ・「OECDによる国際課税改革と信託への影響」
- ・「国際相続・贈与における信託の利用と課税問題」

- ・「受託者を中心とする英米信託法の比較法的研究」
- ・「アメリカの信託機関と信託業務の収益性」
- ・「ビジネス・トラストを律する州制定法の研究」
- ・「中国信託法の比較法的考察－大陸法圏の信託法と比較して－」
- ・「永久拘束禁止則と信託の変更に関する研究－アメリカ法を中心に－」
- ・「アメリカ法における受託者の義務の現代的変容」
- ・「ヨーロッパ私法の平準化と信託法」
- ・「信託法第3次リステイトメントの完成を踏まえた日米信託法の比較研究」
- ・「米国におけるcharitable trustの調査分析を通じた、博物館等での学術資料の収集等における公益信託の利用可能性とその問題点についての検討」



HOME > 信託協会とは? > 概要 > 事業内容 > 調査・研修

調査・研修

信託研究・調査事業

「信託思想の普及」、「信託業の理論と実際との研究」を目的として、信託制度および信託業務に関する法律的・経済的研究ならびに税制面の研究・改善等について、学者・実務家とともに調査・研究を行っています。


信託統計事業

加盟会社の効率的な業務運営に役立てるために、信託に関する諸統計の取りまとめを行い、加盟会社に還元するとともに、必要に応じて、对外発表、信託統計データの当協会ホームページへの掲載等を行っています。

信託研究振興事業

信託研究奨励金制度

当協会では、信託研究の振興を図り、わが国における信託制度の一層の発展を期するため、広く信託について研究し、またはこれから研究に従事する方々に信託研究奨励金を贈呈しております。

- ・ 信託研究奨励金応募要領(平成29年度)  (1,107KB)

(※)応募書類の請求は、以下のE-mailをご利用下さい。
shoureikin@shintaku-kyokai.or.jp

- ・ 信託研究奨励金の贈呈
 - 平成28年度
 - 平成27年度
 - 平成26年度
 - 平成25年度
 - 平成24年度
 - 平成23年度
 - 平成22年度

- ・ 信託研究奨励金成果論文

※ 原則として平成21年度以降の受贈者の成果論文を掲載しています。

信託法寄付講座

当協会では、信託思想の普及と信託研究の振興を図るため、東京大学、早稲田大学および慶應義塾大学に「信託法」の講座を寄付しています。

平成29年度は、東京大学では、法科大学院で4月から8月に信託法の講義が、9月から1月に信託法の演習が行われます。

早稲田大学では、法学部で前期に「信託法Ⅰ」の講義が、後期に「信託法Ⅱ」の講義が行われます。また、大学院では、前期に「信託法研究」の講義が行われます。

慶應義塾大学では、秋学期に「信託法」の講義が行われます。

信託研修事業

信託セミナー

加盟会社の職員を対象として、加盟会社に共通する事項、信託業務等について、講演会または研修会を開催し、加盟会社の役職員の知識の取得、業務能力の向上に資することを目的に実施しています。

信託通信講座

加盟会社の職員を対象として、信託業務全般にわたる基礎知識を体系的に習得することを目的に信託通信講座を実施するとともに、全国地方銀行協会等への同講座の提供を行っています。

信託文献センターの運営

信託研究の振興を図るため、昭和48年4月に信託文献センターを設置し、信託に関する内外の文献・資料を収集して、信託に携わる実務家・研究者の閲覧に供しています。